

第1章 計画改定の趣旨

1.1 計画改定の背景

地球温暖化問題は、地球規模という空間的広がりと将来にわたる影響という時間的広がりを持つ大きな環境問題です。その主な原因は、人為起源の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかになっており、世界の地表面温度の年平均値は過去130年余の間に0.85℃上昇し、これからも温室効果ガスを同じように排出し続ければ、今世紀末には最大で4.8℃上昇すると予測されています。

2015（平成27）年、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020（平成32）年以降の地球温暖化対策として、世界196カ国・地域が参加するパリ協定が採択されました。パリ協定には、世界共通の長期目標として産業革命前から気温上昇を2℃未満に抑制するとともに、1.5℃までに抑える努力を継続すること、各国が5年ごとに削減目標を更新すること、気候変動の影響に対する「適応」能力を拡充することなどが盛り込まれました。パリ協定は、発効の要件となる温室効果ガス総排出量の55%以上、55か国以上の批准を満たしたため、2016（平成28）年11月4日に発効され、我が国も同11月8日に批准しました。

このような中、我が国では、2020（平成32）年以降の新たな温室効果ガス削減目標として、2030（平成42）年度の温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比26%減の水準とする「日本の約束草案」が閣議決定され、2015（平成27）年11月には「気候変動の影響への適応計画」が、2016（平成28）年5月には「地球温暖化対策計画」が策定されました。

本県でも、地球温暖化問題に取り組んでおり、2011（平成23）年に茨城県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスを2020（平成32）年までに1990（平成2）年比25%削減するという当時の国の目標を踏まえ、本県の産業構造などの地域特性を考慮した「2020年度までに1990年度比8.5%～15.2%削減」という目標を掲げ、省エネルギー等による温室効果ガスの排出削減対策及び森林整備などの吸収源対策等に取り組んできました。

今回、国の動向を踏まえ、本県の温室効果ガスの削減目標を見直すとともに、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制策や、気候変動の影響への適応策をさらに加速するため、計画を改定することとしました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、現行法令や県の計画体系の中で、以下のとおり位置付けられます。

- ①「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項に基づく「地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画」（区域施策編）
- ②国の「気候変動の影響への適応計画」（平成27年11月27日閣議決定）を踏まえた茨城県における適応計画
- ③「茨城県総合計画」の部門別計画

